

<参考資料>

静岡市立清水病院条例（平成 15 年静岡市条例第 173 号）抜粋

（使用料及び手数料）

第 5 条 病院の使用料及び手数料の額は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)第 1 号及び第 2 号並びに入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号)別表により算定した額とする。

2 前項に定めのないもの及びこれにより難いものについては、規則で定める。

3 第 1 項の規定により使用料及び手数料を算定する場合において、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定による消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税が課される部分があるときは、当該課される部分に係る使用料及び手数料の額は、同項の規定により算定した額に 100 分の 108 を乗じて得た額の合計額(その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

静岡市立清水病院条例施行規則（平成 15 年静岡市規則第 159 号）抜粋

（使用料及び手数料）

第 7 条 条例第 5 条第 2 項に規定する使用料及び手数料の額は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 13 条第 2 項の規定により療養の給付を受ける場合の使用料及び手数料については、静岡労働基準局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、自動車の運行によって障害を受けた場合の療養であって、自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号)の適用のあるものの使用料及び手数料については、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)第 1 号及び第 2 号の規定に基づく 1 点の単価を 15 円として算出した額並びに入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号)の規定により算定した額に 2 分の 3 を乗じて得た額とする。